

平成23年度第2回
神戸市都市計画審議会会議録

平成23年11月18日

平成23年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成23年11月18日(金) 午前10時02分～午前11時06分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (26人)

(1)学識経験者

大 和 三 重	加 藤 恵 正
澁 谷 啓	西 口 寿 雄
野 崎 瑠 美	三 輪 康 一
森 津 秀 夫	

(2)市会議員

田 路 裕 規	藤 原 武 光
川 内 清 尚	平 野 章 三
安 達 和 彦	むらの 誠 一
向 井 道 尋	沖 久 正 留
大かわら 鈴子	味口 としゆき
池 本 真	坊 池 正

(3)国及び兵庫県の行政機関の職員

上 総 周 平 (代理 轉 馬 潤)
吉 本 和 之 (代理 大 町 勝)
瀬 井 豊 (代理 枅 田 教 利)

(4)市民

篠 山 淑 子	松 倉 聖 武
---------	---------

(5)臨時委員

上 甫 木 昭 春	星 野 敏
-----------	-------

4 議事

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について (兵庫県決定)

(1.2.1号第二名神自動車道ほか2路線)

第2号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について (神戸市決定)

(3.5.4号新長田南側線ほか1路線)

第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について (神戸市決定)

(3.3.20号新湊川公園)

- 第4号議案 神戸国際港都建設計画緑地の変更について (神戸市決定)
(5号真陽緑地)
- 第5号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について (神戸市決定)
(神戸港臨港地区)
- 第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について (神戸市決定)
(中之島地区地区計画)
- 第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について (神戸市決定)
(青木駅南地区地区計画)
- 第8号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について (神戸市決定)
(六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画)
- 第9号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について (神戸市決定)
(須磨8生産緑地地区ほか25地区)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○加藤会長

定刻となりましたので、ただいまから、平成23年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○鳥居計画部長

それでは、お手元の委員名簿をご参照いただきたいと思います。新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。兵庫県宅地建物取引業協会理事の西口委員です。

今回の審議会では臨時委員を委嘱させていただいております。第3号議案の公園の変更及び第4号議案の緑地の変更についてご審議いただきます、上甫木委員です。第9号議案の生産緑地地区の変更についてご審議いただきます、星野委員です。

次に、定足数でございます。神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになっております。委員の総数は27名、臨時委員が審議に加わる案件では29名ということで、定足数は15名でございます。現在むらの委員が少し遅れて来られるとお聞きしております、現在の出席数は25名でございますので、会議は有効に成立しております。

以上でございます。

3. 会議録署名委員の指名

○加藤会長

本日の会議録の署名委員ですが、澁谷委員と野崎委員をお願いしたいと思います。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画 道路の変更について

1.2.1号第二名神自動車道)

○加藤会長

では、議案の審議に入りたいと思います。

本日は9件の案件を審議していただきます。

第1号議案 道路の変更として、第二名神自動車道と都市高速道路1号線、2号線があります。都市高速道路1号線、2号線は、第2号議案から第4号議案と関連する案件となっております。

したがいまして、まず、第1号議案のうち第二名神自動車道を説明して質疑応答をしていただきます。次に、都市高速道路1号線、2号線と第2号議案から第4号議案を一括して説明して、質疑応答ということにさせていただきたいと思います。その後、第1号議案から第4号議案まで、それぞれ一つずつお諮りしたいと思っております。

では、第1号議案 道路の変更のうち、まず第二名神自動車道について説明いただきたいと思っております。では、事務局からお願いいたします。

○林計画課長

それでは、まず第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、第二名神自動車道、兵庫県決定をご説明いたします。議案計画書は3ページ、議案計画図は1ページをお開きください。

第二名神自動車道は、愛知県名古屋市から神戸市に至る全長約170kmの自動車専用道路です。名神高速道路や山陽自動車道など周辺の高速道路等とともに、近畿圏と中部圏を結ぶ高速道路ネットワークを形成し、名神高速道路や中国縦貫自動車道等の混雑を解消します。また、災害や事故、大規模補修工事の際には、名神高速道路等と相互に代替機能を発揮して交通処理を行います。

前面スクリーンをごらんください。位置図です。神戸市における都市計画道路第二名神自動車道は、宝塚市との市境にある北区道場町生野字東山から神戸ジャンクションのある北区有野町二郎字堂垣内に至る、延長約6.7kmの自動車専用道路です。現在、NEXCO西日本が高槻ジャンクションから神戸ジャンクション間、約40kmに事業着手しており、平成28年度末の開通を目指しています。

神戸市域においては、用地交渉を進めるとともに、神戸ジャンクション周辺での工事、及び道場町生野地区での工事用道路の工事が開始されています。

議案計画図2ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。

まず、都市計画道路の名称を第二名神自動車道から新名神高速道路に変更します。これ以降は、新名神高速道路の名称で説明します。

次に、詳細な現地測量や地質調査等の現地調査、並びに地形改変の影響を低減するための縦断線形の見直しを行った結果、法面構造等に変更を生じたことが、一部区域を変更する主な理由となります。既決定の部分を灰色、廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しています。東から山岳部周辺、トンネル・橋梁部周辺、神戸ジャンクション周辺に分け、変更内容を説明します。

前面スクリーンをごらんください。まず、山岳部周辺の区域変更箇所のうちA部とB部の拡大図をそれぞれ下に示します。詳細な現地調査や縦断線形を上げた結果、法面形状を精査をし、区域を変更するものです。右上の断面図でございますが、B部拡大図の矢印で示す切土部分、この部分の横断面図でございますが、道路の路面を青から赤に上げたことによる切土法面が減った場合を示しています。

次に、トンネル・橋梁部周辺の区域変更箇所です。A部拡大図をごらんください。トンネル区間です。地質調査や縦断線形を上げた結果、トンネル坑口部に必要な土かぶりを確保するために区域を追加するものです。右上の断面図は、A部拡大図の矢印で示すトンネル坑口付近での横断面図ですが、トンネルの位置を青から赤に変更する際、土かぶりの関係から、道路として必要な区域を示しています。B部拡大図をごらんください。橋梁区間です。高速道路の適切な維持管理を行うために、上下線の橋梁の中間部分を区域に追加いたします。

最後に、神戸ジャンクション周辺の区域変更箇所です。新名神高速道路と中国縦貫自動車道との連結路において、より安全で円滑に走行できるよう平面線形を緩やかにすることなどに伴い、区域を変更します。A部拡大図は、新名神高速道路から中国縦貫自動車道の上り線への連結路の図面ですが、連結路の平面線形を緩やかにすることに伴い、環境施設帯及び盛土区域を追加いたします。この変更内容について、平成22年12月に新名神高速道路沿道の自治会及び住民に対し、お知らせチラシを配布し、説明会を開催しました。また、本議案について、平成23年4月5日から19日までの2週間縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。説明は以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。この件につきましてご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

○味口委員

第二名神自動車道についてですが、神戸ジャンクションから川西インターチェンジの間の1日の計画交通量はどうなっていますか。

○林計画課長

今ご質問のありました神戸ジャンクションから川西インターチェンジまでの交通量ということでございますが、NEXCO西日本が推計をしております、平成34年の将来交通予測で1日当たり4万9,900台という予測交通量となっています。

○味口委員

およそ5万台だと思います。それでは、平成6年度に第3回神戸市都市計画審議会で、計画交通量はどのように予測をされておりましたか。

○林計画課長

平成7年の都市計画決定時に記載をしておりました将来交通量は1日6万8,000台で、

これは平成22年の将来交通予測ということでございます。

○味口委員

とても減っているわけだと思います。

それでは、費用便益比はどうなっていますか。

○林計画課長

費用便益比、B/Cでございますが、国土交通省が今年2月に算定した評価では、費用便益比は1.2となっています。

○味口委員

ほかの地域と比べていただきたいのですが、例えば四日市ジャンクションから菰野インターチェンジはどうなっていますか。

○林計画課長

ほかの部分のB/Cについては、資料が手元にございませんで、お答えできません。

○味口委員

私が調べたところによりますと、相当高い数字になっているわけです。ほかと比べても、この区間は格段に低いということが言えると思います。

この第二名神自動車道の計画は第4次全国総合開発計画で位置づけられたわけですが、総事業費は3兆5,501億円にもなります。箕面から神戸間だけでも22kmで4,659億円ですから、何と1km当たり212億円の巨費を投ずることになるわけです。4全総で課題とされた名神高速道路の渋滞等については、天王山トンネルの複数ルート化や京滋バイパスの供用により複数ルートが確保され、基本的に解消されていると考えられます。また、神戸市内の当該地域は自然環境豊かな地域でもあり、重大な環境破壊も懸念されます。

第1号議案の都市高速道路2号線の変更、都市高速道路1号線の変更については、私どもの会派としては特に問題ないと考えますが、第二名神自動車道の変更については、以上を述べた点から、同意しかねることを述べて終わります。

○加藤会長

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたしますのは、この後ということにさせていただきたいと思っております。

(第1号議案 神戸国際港都建設計画 道路の変更について

1.4.1号都市高速道路1号線、1.4.2号都市高速道路2号線)

(第2号議案 神戸国際港都建設計画 道路の変更について

3.5.4号新長田南側線ほか1路線)

(第3号議案 神戸国際港都建設計画 公園の変更について

3.3.20号新湊川公園)

(第4号議案 神戸国際港都建設計画 緑地の変更について

5号真陽緑地)

○加藤会長

第1号議案 道路の変更、都市高速道路1号線、2号線と、第2号議案から第4号議案については関連案件でございますので、一括して説明を受けたいと思います。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○林計画課長

それでは、都市高速道路関連の議案をご説明いたします。第1号議案のうち、都市高速道路1号線、2号線の変更及び第2号議案から第4号議案までの4議案は、いずれも都市高速道路2号線の整備に伴う案件ですので、一括してご説明いたします。

まず、第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、都市高速道路1号線、2号線、兵庫県決定をご説明いたします。議案計画書は4ページ、議案計画図は3ページをお開きください。

前面スクリーンをごらんください。位置図です。都市高速道路2号線、これは阪神高速道路31号神戸山手線でございますが、大阪湾岸線西伸線に接続する長田区南駒栄町から阪神高速道路7号北神戸線に接続する白川ジャンクションがある須磨区白川町字幸徳に至る、延長約9.5kmの自動車専用道路です。神戸市西部から既成市街地へのアクセス向上や一般道路の渋滞緩和等を目的として、整備が進められてきました。平成15年8月に、神戸長田ランプから白川ジャンクションまでの区間、約7.3kmを供用開始し、平成22年12月に、湊川ジャンクションから神戸長田ランプまでの区間、約1.8kmを供用開始しました。

また、都市高速道路1号線、これは阪神高速道路3号神戸線のことでございますが、芦屋市との市境にある東灘区深江南町1丁目から第二神明道路に接続する須磨区月見山町3丁目に至る、延長約20kmの自動車専用道路です。

議案計画図4ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。変更箇所の計画図です。既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しています。都市高速道路2号線は、湊川ジャンクションから神戸長田ランプまでの区間について、安全で円滑な道路交通を図るため、各種施設の位置や連結路の線形等を見直した結果、一部区域を変更します。また、都市高速道路1号線は、都市高速道路2号線の変更に伴い、湊川出入路の一部について、区域を廃止します。

それでは、それぞれの変更内容について説明いたします。前面スクリーンに示す2カ所の換気施設についての変更でございます。変更前は、この左下の図に示すように横流換気方式、これはトンネルの各横断面の中で送排気を行う換気方式です。これを採用しておりまして、標準部は本線トンネルの上部に換気ダクトを有する構造としていましたが、トンネル直下を近接して通過する、この2カ所につきましては、本線の縦断線形上の制約となるため、鉄道との離隔を考慮し、本線トンネルの側方に換気ダクトを設置する計画として

おりました。

また、前面スクリーンは換気の流れを示していますが、変更前は、左側の図に示すように、蓮宮換気所と駒栄換気所で排気する計画としておりました。今回、自動車の排出ガス規制が強化されたこと、それから湊川ジャンクションまでの部分供用であることなどを踏まえまして、換気計画を見直し、横流換気方式から縦流換気方式、これは本線のトンネルの中を縦断方向に空気を流して換気する方式でございますが、この方式に変更いたしまして、蓮宮換気所で排気する計画に変更いたしました。その結果、鉄道と近接する先ほどの2カ所におきまして、本線トンネルの側方に計画していた換気ダクトの区域を廃止するというものです。

次に、非常駐車帯及び非常出口についての変更です。長大都市トンネルであることを考慮し、防災上の安全性向上の観点から、その配置計画を見直すものです。前面のスクリーンに示しますように、変更前は非常出口を併設した非常駐車帯を4カ所設置する計画でしたが、非常駐車帯の位置を見直すとともに、単独の非常出口を6カ所追加しまして、合わせて10カ所設置する計画に変更いたしました。

次に、変電施設についての変更です。当初、高松線南側の駒栄換気所で受電し変電する計画でしたが、この部分は、将来、大阪湾岸線西伸線に合わせて整備をする区間になるため、今回の整備区間内である湊川ジャンクション部に変電施設を設置する計画に変更いたしました。

次に、都市高速道路1号線から都市高速道路2号線への北行連結路の線形の見直しについての変更です。この北行連結路は、前面スクリーンに示しますように、一旦、新湊川の護岸沿いに南伸をしまして、その後、円弧を描いて反転した後に北伸するという構造となっています。

前面スクリーンは、北行連結路の平面図と縦断図でございます。この連結路の走行性・安全性を高め、またコストを縮減するため、縦断線形を上げて縦断勾配を緩くし、将来延伸される都市高速道路2号線本線を上越しする計画に変更しております。その結果、新湊川の護岸沿いの掘割区間が延長されるとともに、構造物の一部が地上に出ることになりました。真ん中の写真でございますが、構造物の一部が地上に出ている状況でございます。

この北行連結路の南伸部分であります新湊川護岸沿いでは、前面スクリーンの左下の断面図に示しますように、新湊川の既設の護岸を補強するため、護岸からの離隔をとるよう連結路の平面線形を見直しております。また、北行連結路の北伸部分では、構造物が地上に出ることに伴い、市道のつけかえが必要となりまして、そのつけかえ道路用地を確保するため連結路の平面線形を見直すということで、これらの結果、いずれも一部区域の廃止を行うというものでございます。

最後に、都市高速道路1号線の湊川東行出入路についての変更です。湊川東行出入路は、これまで西方面からの東行出路と東方面への東行入路を、新湊川左岸線の同じ箇所湊川

出入口として設置しておりました。都市高速道路2号線から都市高速1号線への南行連絡路を整備するために、西方面からの東行出路を新長田南側線まで延伸する計画に変更いたしました。

前面スクリーンは、現況の湊川東行入路の入り口部分の拡大図及び東から撮影した現況写真です。湊川東行出路を北に延伸した結果、変更前は東行出路の一部であった図中の黄色で示した部分、この部分を廃止いたします。なお、この部分につきましては、新湊川左岸線から、図中で緑色で示しました新湊川公園への歩道として利用する予定でございます。

これらの変更内容について、平成17年11月から平成22年12月にかけて、沿道7地区に対し説明を行うとともに、平成23年2月にお知らせチラシを配布しました。また、都市高速道路1号線、2号線の議案について、平成23年4月5日から19日まで2週間、縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。

都市高速道路1号線、2号線についての説明は以上でございます。

引き続きまして、第2号議案 新長田南側線、兵庫駅鷹取線、神戸市決定の案件について、ご説明いたします。議案計画書は8ページ、議案計画図は5ページをお開きください。

前面スクリーンです。位置図です。都市計画道路新長田南側線は、長田区東尻池1丁目の都市計画道路長田線から長田区若松町4丁目の都市計画道路五位池線に至る延長約1.3kmの幹線街路です。また、都市計画道路兵庫駅鷹取線は、兵庫区駅前通1丁目のJR兵庫駅から須磨区常盤町2丁目の都市計画道路板宿線に至る、延長約2.7kmの幹線街路です。このたび、都市高速道路2号線の整備に伴い、新長田南側線の延長約70m、兵庫駅鷹取線の延長約90mの区間において、交通流の円滑化、安全性の確保を図るために一部区域を変更いたします。

議案計画図6ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。変更箇所の計画図です。既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示します。新長田南側線は、都市高速道路1号線の湊川東行出路が接続することに伴い、約70mの区間について、幅員を15mから17mに変更しています。

この新長田南側線の平面図でございます。変更前の青で示す線形を変更後の赤で示す線形に改良するとともに、湊川東行出路の接続に伴い、右折車線を付加しまして、幅員を17mといたします。

次に兵庫駅鷹取線は、都市高速道路2号線の整備に伴い、約90mの区間について、周辺の道路との交差点形状と平面線形を見直した結果、一部区域を変更いたします。

兵庫駅鷹取線の平面図です。変更前の青で示す線形を変更後の赤で示す線形に改良しておりまして、新湊川左岸線や長田神楽5号線との交差点形状を見直し、兵庫駅鷹取線を滑らかに走行できる平面線形に変更しています。

これらの変更内容について、平成23年2月に、沿道7地区に対しお知らせチラシを配布し、説明を行いました。また、本議案について、平成23年10月4日から18日まで2週間、

縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。

新長田南側線、兵庫駅鷹取線についての説明は以上でございます。

次に第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について、3.3.20号新湊川公園、神戸市決定の案件についてご説明いたします。

議案計画書は9ページを、議案計画図は7ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。位置図です。新湊川公園は、長田区蓮宮通1丁目から駒栄町1丁目にかけて、新湊川の両岸沿いに位置する近隣公園です。近隣住民のレクリエーション活動や憩いの場、周辺的生活環境の向上等を目的として、昭和33年に都市計画決定しました。現在、都市高速道路2号線の整備に伴う公園の整備工事を平成24年度末の完了を目指して行っているところです。

議案計画図の8ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。都市高速道路2号線等の整備にあわせ近隣公園としての機能を確保するため、公園の区域を変更いたします。

それでは、主な変更内容を個々に説明いたします。前面スクリーンをごらんください。まず、一般道路の線形変更に伴う変更です。向かって左側がJRよりも北側、向かって右側がJRよりも南側でございます。都市高速道路2号線の整備に伴い、新湊川公園の西側に面する南北の一般道路の平面線形が一部変更されたこと、前面のスクリーンで示す3カ所の変更でございますが、また、第2号議案で都市計画道路の平面線形が変更されたことを受けまして、公園の区域を追加・廃止するものです。

次に、都市高速道路2号線からの非常出口の追加に伴う変更です。1号議案でご説明しましたトンネルからの非常出口を追加する変更に伴いまして、当該箇所の公園の区域を廃止するというものです。

次に、都市高速道路1号線と2号線の連結路の縦断線形の変更に伴う変更でございます。都市高速道路2号線から1号線への南行連結路では、縦断線形を下げたため掘割構造から地下構造に変更することに伴い、公園の区域を追加しております。また、都市高速道路1号線から2号線へのこの北行連結路では、縦断線形を上げたために地下構造から掘割構造に変更することに伴い公園区域を削除するものでございます。

次に、新湊川の護岸構造との調整に伴う変更です。都市高速道路1号線から2号線への北行連結路において、掘割・地下構造物を護岸沿いに設置することに伴い、新湊川の護岸構造物を補強する必要が生じたため、護岸構造物部分を公園区域から削除いたしました。

以上、今回の変更により、公園の面積は約0.04ha減少いたしますが、計画書の上では、約3.9haのままとなります。

続きまして、第4号議案 神戸国際港都建設計画緑地の変更について、5号真陽緑地、神戸市決定の案件についてご説明いたします。議案計画書は10ページを、議案計画図は7

ページをお開きください。

あわせて前面スクリーンをごらんください。位置図です。真陽緑地は、新湊川の右岸、高松線の北側に位置する緑地です。周辺地域の生活環境及び景観の向上に資することを目的として、昭和53年に都市計画決定をし、昭和54年から供用を開始しておりました。新湊川公園と同様に、この緑地についても、現在、都市高速道路2号線の整備に伴う再整備を進めており、平成23年度末の完了を目指しています。

議案計画図の9ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。廃止する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。第1号議案でもご説明しましたとおり、都市高速道路1号線から2号線への北行連結路の縦断線形を変更したことにより、連結路の構造物が一部地上に出ることとなり、変更前の緑地が確保できなくなったことから、緑地機能及び利便性などの向上を図るため、その位置及び面積を本案のとおり変更するものです。

前面スクリーンは、真陽緑地を含む北行連結路に囲まれた区域の整備計画図です。この整備計画図は、3号議案の新湊川公園も含めて、地元住民が参加するワークショップなどを通じて、地域との協働により取りまとめた計画でございます。真陽緑地の南側につきましては、地元が主体的に運営する駐車スペースと多目的広場が整備される予定でございます。この変更により、位置につきましては、長田区駒栄町1丁目から長田区庄田町1丁目に変更されます。また、面積については、約0.06haから約0.07ha増加をしまして、約0.13haとなります。

これら第3号議案 新湊川公園、第4号議案 真陽緑地の変更内容について、平成23年2月に、沿道7地区に対しお知らせチラシを配布し、説明を行いました。また、第3号議案、第4号議案について、平成23年10月4日から18日までの2週間縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。

以上、都市高速道路関連の議案を一括してご説明申し上げます。

○加藤会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。まず第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、1.2.1号第二号神自動車道ほか2路線、兵庫県決定です。先ほど反対意見をいただきましたので、賛成と反対それぞれ伺いたいと思います。

まず第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

それでは、反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。よって、第1号議案については、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

次に、第2号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、3.5.4号新長田南側線ほか1路線、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

それから、第3号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について、3.3.20号新湊川公園、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

第4号議案 神戸国際港都建設計画緑地の変更について、5号真陽緑地、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

それでは、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第5号議案 神戸国際港都建設計画 臨港地区の変更について
神戸港臨港地区)**

**(第6号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の変更について
中之島地区地区計画)**

○加藤会長

では、続きまして第5号議案及び第6号議案は、中之島地区についての案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

○林計画課長

それでは、中之島地区関連の議案をご説明いたします。

第5号議案及び第6号議案につきましては、いずれも神戸市決定の中之島地区についての案件ですので、一括してご説明いたします。

初めに、中之島地区の概要についてご説明いたします。議案計画図は10ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。位置図です。中之島地区は、兵庫突堤の西側、新川運河の東側に位置し、昭和7年に中央卸売市場本場が開設されて以来、青果物、

水産物を扱う生鮮食料品流通の拠点として、重要な役割を果たしてきた地域です。中之島地区を含む「兵庫南部・長田南部」は、神戸市都市計画マスタープランにおいて、産業・歴史・文化を生かして再生する先導エリアに位置づけられており、兵庫運河周辺などに多く残されている歴史的資源や多文化が共生する生活文化を生かして、まちの活性化を図ることとしております。

周辺の航空写真です。中央卸売市場本場では、市場施設の老朽化の解消と市場業務の効率化を図るため、平成16年度より、高松線の西側の施設を高松線の東側の施設に移転・集約する再整備事業を進めています。再整備事業は2期に分かれており、現在は1期である中之島地区の北側の施設の解体が終了しているところでございます。

各議案の関連性についてご説明いたします。第5号議案 臨港地区の変更では、中央卸売市場の再整備に伴い、臨港地区を廃止及び追加するものです。

第6号議案 中之島地区地区計画の変更では、臨港地区を廃止する区域について、地域の活性化に寄与し、周辺環境と調和した都市環境を有する拠点の形成を誘導するために、地区計画の具体的な整備内容である地区整備計画を追加決定するものです。

それでは、第5号議案 神戸国際港都建設計画臨港地区の変更についてご説明いたします。

前面スクリーンをごらんください。臨港地区指定図です。臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申し出に基づき、都市計画に定めるものです。神戸市では、昭和33年に臨港地区の都市計画決定を行い、その後、臨海部の整備事業の進捗等に伴い、これまでに11回の変更を行ってきております。

議案計画書、議案計画図は、ともに11ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色、廃止する区域を黄色で表示しております。このたび、中央卸売市場本場の再整備事業に伴い、赤色で示す埋立区域、約1.9haを新たに臨港地区に追加するとともに、中之島地区北側の1期部分のうち護岸の区域を除く黄色で示す約5.1haを、土地利用の変更により臨港地区から廃止いたします。

今回の変更により、臨港地区全体としては、面積が約3.2ha減少し、変更前の約2,107.4haから、約2,104.2haとなります。

続きまして、第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、中之島地区地区計画についてご説明いたします。

議案計画書、議案計画図は、ともに12ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。計画図です。中之島地区は、中央卸売市場本場の再整備に伴って生じる高松線の西側の敷地における土地利用転換に当たり、周辺環境に調和した良好な都市環境を形成するため、平成18年に地区計画、面積約7.7haを決定しています。

このたび、区域を「賑わい創出地区」と「複合利用地区」の二つに区分し、当地区の北側部分である「賑わい創出地区」において、土地利用の具体的な方針に基づき、中央卸売市場本場と新川運河に隣接している立地や周辺の歴史を生かして、食文化関連機能など集客性のある商業施設等を適切に誘導することにより、新たな魅力を創出し、兵庫南部地域のにぎわいと活性化を図るため地区整備計画を定めます。

議案計画書の13ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

「賑わい創出地区」の地区整備計画の内容です。建築物に関する事項についてですが、建築物等の用途の制限を定め、当地区の用途地域である商業地域における制限に加えて、①「住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿舎」、②「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの」、③「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」、④「個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの」は建築してはならないこととします。

次に、地区施設の配置及び規模及び壁面の位置の制限についてです。地区施設については黄緑色で表示をしており、幅員約5m、延長約270mの歩道状空地を新川運河沿いに配置いたします。さらに壁面の位置の制限については、計画図で青色の一点鎖線で表示している隣地境界線から外壁等の面までの距離を3.5m以上とします。これは前面のスクリーンに示しますように、隣地境界線が護岸端部から約1.5mの位置にあり、そこから外壁等の面までの距離を3.5m以上とすることで、歩道状空地の幅員約5mの空間の開放性を上空も含めて担保するというものでございます。

この地区計画の変更内容について、ことし8月に地区内の権利者及び周辺地域に広報用のチラシを配布するなど、周知に努めました。以上2議案を平成23年10月4日から18日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

○加藤会長

ただいまの説明につきまして何かご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

○大かわら委員

まず第5号議案につきましては、以前に埋め立ての議案が出てきたときに、私どもは埋め立てをしなくても再整備は可能であるということで反対をさせていただいております。今回もこの関連ですので反対をしたいと思います。

それから、第6号議案について質問をさせていただきます。13ページの理由のところにも、集客性のある商業施設等を適切に誘導するとありますが、商業施設等の「等」というのがどのようなものを想定されているのかということを確認したいと思います。それには例えば公共施設なども入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

というのは、この場所には、今度、平清盛の歴史館がつくられますが、今のところそれは仮設で期間限定でつくられるということになっています。この地域は、ここにもありま

したが、歴史的なものがたくさんあります。そういう地域ですので、ぜひ、そういうものを生かしたまちづくりが大事だと思います。兵庫区全体でも平清盛などでまちおこしをということで地域的にも力を入れて取り組まれています。そういうものをちゃんと取り入れていくということは、放送のときだけではなくて、常設でしていくべきだというふうに思いますので、そのような公共の施設も含まれるのかどうかということをごま聞きしたいと思います。

○林計画課長

この中之島地区の今後のあり方でございますが、平成19年から20年にわたりまして、跡地の利用検討委員会が開催されております。平成21年11月には報告書が出ておりまして、今回どういう土地利用を図っていくかにつきましても、この報告書をベースに検討していくということになっておるところでございます。都市計画では、そのうち必要な都市計画上の位置づけをすると、あるいは担保するというところで、今回、地区計画を定めておるわけでございます。この中でも、先ほど申しましたように歩道状空地等の開放性のある空間を確保すべきだろうということで、一つ位置づけておるということでございます。

それから、この検討書の中では、そのほかにも先ほど委員がおっしゃった歴史性を生かすでありますとか、あるいは食文化機能を導入するでありますとか、あるいは交流が図れるイベント広場のようなものも必要ではないかという提案もございますので、そういったものも含めて、今後、コンペの中で条件づくりをしていくということでございます。

その公共空間のあり方でございますが、産業振興局が今後コンペ条件を取りまとめていくこととなりますが、具体的な公共施設を組み込むという内容は、今のところ聞いておりません。以上でございます。

○大かわら委員

今のお答えですと、これがちゃんと担保できるかとかいうことははっきりしないと思います。確かにコンペというお話も聞いております。コンペで売却ということになると、単純に大型商業施設を呼んできて、それでにぎわいづくりだということになってしまいかねないと、そういう危険性もあると思います。そういう意味で言えば、この土地はもともと、海岸線の乗客増対策等でも重要な土地だということで、位置づけもされておりましたし、兵庫区全体の、そして特に南部のにぎわいをつくるということで位置づけられてきた大切な土地です。だから、そういう意味で言えば、このようなコンペなどの安易な方法ではだめだと思います。例えば、ポーアイでも大型店が出店してすぐに撤退し、後が大変だということもお聞きしていますし、そういうことにもなりかねません。

条件付きということになるのではないかとということもありましたが、大型商業施設のごく一部にそういうコーナーをつくって、それで歴史と文化だというふうに言われても、それでは地域的に言ってもなかなか市民的には納得はできないと思います。ちゃんとしたものを常設するという、それから公共性が、やはり一定担保できるということが必要だ

と思います。

地域のほうからは、今回意見書は出ていないということですが、前々からいろいろな意見がいろいろなところから出されています。中には文化ホールをつかってほしいというような声もありますし、ほかにもかるもプールがなくなったから、そのかわりのプールがほしいという声もあります。そのほかにもいろいろな声が出ていますので、そういう声も一定聞く努力が必要ではないかと思います。今からでもそういう意見を聞く機会を設けていただくということにはできないのでしょうか。

○林計画課長

住民の方々の意見を踏まえる機会はあるかないかということですが、実はこれまでも、検討委員会の中でも自治連絡協議会の会長や婦人会の会長にも入っていただいて検討を進めてきたところでございます。また、この検討段階でも、この周辺の、例えば明親校区まちづくり協議会や、和田岬防災福祉コミュニティー、浜山のまちづくり協議会などの住民のご意見を節目節目では聞かせていただき、取りまとめてきました。今回の素案の縦覧につきましても周知し、意見を募っており、意見を伺う機会に努めてきたということでございます。

ということで、今のところこういう案をまとめさせていただいているところでございます。今後につきましては、コンペを進める中で、節目節目では住民の皆様にもそういう内容をお伝えしていくということになるかと思っております。具体的にはコンペの要件等がまとまりましたら、ご説明に上がりたいというふうに聞いております。

○大かわら委員

一定聞いているということですが、私がいろいろ聞いている中では、特に運南のほうの地域も浜山なども言われていましたが、もっともっと意見を聞いてほしいという声は、まだまだあるんです。この周辺地域だけではなくて、兵庫区全体の声も聞くべきだと思います。コンペについての説明に上がるという話ですが、そういう場でも、出た意見というのはどんどん取り入れていただくようなことをぜひしていただきたいと思っております。今お話を聞いていまして、ちゃんと歴史と文化を生かす、そのような公共性も一定担保できるというような保証が今回の地区整備計画というようなことでは、なかなか難しいのではないかと思いますので、賛成はしかねるなと思っております。

○加藤会長

ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りさせていただきたいと思っております。既に5号議案、6号議案それぞれ反対の意見が出ておりますので、賛成と反対、挙手をお願いしたいと思います。

まず、第5号議案、神戸国際港都建設計画臨港地区の変更について、神戸港臨港地区、神戸市決定です。

まず賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

では、反対の方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございますので、第5号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、第6号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、中之島地区地区計画、神戸市決定です。

まず第6号議案、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤会長

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○加藤会長

賛成多数でございます。よって、第6号議案については原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

**(第7号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の決定について
青木駅南地区地区計画)**

○加藤会長

それでは、第7号議案 青木駅南地区地区計画の決定につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○林計画課長

それでは、第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、青木駅南地区地区計画、神戸市決定でございます。

議案計画書は14ページを、議案計画図は13ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをごらんください。位置図でございます。青木駅南地区は阪神電鉄青木駅の南側、国道43号の以北に位置する面積約13.8haの地区です。

航空写真です。当地区は、平成17年に青木地区まちづくり協議会を設立し、青木地区の安全で安心できる、住みよいまちづくりを目指して活動を行っている地区です。平成22年から当協議会の区域の一部である青木駅南地区において、望ましい土地利用への規制・誘導などについて検討を重ね、地域の合意形成が図られたことから、平成23年6月に、当協議会より地区計画策定に係る提案書が提出されました。このたび、この提案内容を踏まえ

て、地区計画を決定しようとするものです。

議案計画書の14ページにお戻りください。地区計画の目標でございます。地区計画の目標の2段落目にありますように、本計画は、商業機能と良好な住環境が調和した町を保全、育成しつつ、人に優しく環境に優しい、ふれあい豊かな住みよいまちづくりを目標としています。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針をごらんください。当地区を「駅前地区」、「国道43号沿道地区」、「住商複合地区」の三つに区分し、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針を定めます。

議案計画図の14ページをご覧ください。あわせて前面スクリーンもごらんください。地区計画の区域界を赤色の実線で示しております。桃色で着色している区域が「駅前地区」で、用途地域が近隣商業地域、オレンジ色で着色している区域が「国道43号沿道地区」で、用途地域が準住居地域、黄色で着色している区域が「住商複合地区」で、用途地域が第1種住居地域です。

議案計画書の15ページをごらんください。あわせて前面スクリーンもごらんください。地区整備計画には、建築物等に関する事項を定め、地区ごとに建築物等の用途の制限を定めます。用途地域の建築制限に、今回の地区計画により必要な制限を加えるもので、前面スクリーンの赤枠に対応する建築物につきましては、地区計画により建築ができなくなります。

「駅前地区」では、「ホテル又は旅館」、「倉庫業を営む倉庫」、「準住居地域に建築してはならない自動車修理工場、工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの」の建築を禁止します。「国道43号沿道地区」では、「ホテル又は旅館」、「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの」の建築を禁止します。「住商複合地区」では、「ホテル又は旅館」の建築を禁止します。これにより、前面スクリーンの表のとおり、青木駅南地区の全域において、「ホテル又は旅館」の建築を禁止することとなります。

本案につきまして、平成23年10月4日から10月18日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

今事務局からのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは第7号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の決定について、青木駅南地区地区計画、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

**(第8号議案 神戸国際港都建設計画 地区計画の変更について
六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画)**

○加藤会長

第8号議案 六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画の変更について、事務局のほうからお願いします。

○林計画課長

第8号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画についてご説明いたします。

議案計画書は16ページを、議案計画図は15ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。位置図です。六甲アイランド都市機能ゾーンは、六甲アイランドの中央部に位置する面積約138haの地区です。

周辺の航空写真です。六甲アイランド全体の土地利用は、周辺部が港湾を主体とした土地利用、中心部が都市的な土地利用となっております。六甲アイランド都市機能ゾーンは、昭和63年に良好な町並みの形成を図るため地区計画を決定し、その後、事業の進捗に合わせて地区整備計画を拡大するなど、地区計画の変更を行ってきました。平成19年には、良好な環境で将来においても安心して住めるまちをつくり上げていくことを目的として、六甲アイランドまちづくり協議会が設立されております。

その後、協議会において、まちの景観を守り育てることについて検討が重ねられ、各街角を特徴づけ、開放された空間である街角広場を地区施設として追加する地区計画の変更の提案書が、平成23年6月に神戸市に提出されました。このたび、この提案内容を踏まえ、地区計画を変更しようとするものです。

議案計画図は16ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。地区計画の区域を赤色の実線で表示しております。地区施設のせせらぎとシティモールを破線で、壁面の位置の制限に係る境界線を赤の一点鎖線で示しており、地区の細区分については、5種類の細区分を、それぞれの色で表示しております。これらの内容については変更ありません。今回の変更内容である地区施設の街角広場につきましては、既決定の街角広場を青い丸印で、今回追加する街角広場を赤い丸印で表示しております。

前面スクリーンをごらんください。写真は既決定の街角広場の整備事例で、広場内に花壇やモニュメントなどを設置しています。このような街角広場を地区施設として追加決定することで、ゆとりある快適な都市空間を確保し、魅力ある都市景観の形成を図ろうとするものです。

議案計画書の19ページをごらんください。あわせて前面スクリーンをごらんください。

このたびの変更で、地区施設である街角広場を既決定の17カ所に16カ所を追加し、全部で33カ所となり、面積は既決定の約0.28haから約0.1ha増加し、全部で約0.38haとなります。

本案を平成23年10月4日から18日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。第8号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認して市長に答申いたします。

**(第9号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について
須磨8生産緑地地区ほか25地区)**

○加藤会長

それでは、第9号議案 生産緑地地区の変更について、事務局のほうから説明をお願いします。

○林計画課長

第9号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、須磨8生産緑地地区ほか25地区、神戸市決定です。

議案計画書の20ページをお開きください。あわせて、前面スクリーンをごらんください。まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明いたします。市街化区域内農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、このうち保全する農地を生産緑地地区として指定し、緑地やオープンスペースとしてすぐれた農地を計画的に保全し、良好な都市環境を図ろうとするものです。

前面スクリーンをごらんください。生産緑地地区の区域の変更及び廃止の理由には、農業の主たる従事者が死亡し、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができる農地の買い取り申し出による場合と、公共施設等が設置された区域を廃止する場合などがあります。

まず、買い取り申し出について説明いたします。生産緑地地区の都市計画決定後、農業の主たる従事者が死亡し、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合

には、生産緑地法に基づき、市長に対して農地の買い取り申し出を行うことができます。買い取り申し出に対し、市が買取りできない場合には、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼します。そして、このあっせんが一定期間内に成立しない場合には、生産緑地地区としての土地利用の制限が解除され、農地以外の利用が可能になります。こうした手続の結果、農地として保全することが困難となるため、当該農地について生産緑地地区の指定を廃止するものです。

次に、公共施設等の設置による変更及び廃止について説明いたします。公共施設等とは、道路や公園、河川、学校などです。都市計画運用指針では、生産緑地地区内の農地等の全部または一部が公共施設等の敷地の用に供された場合には、当該部分を生産緑地地区から除外するため、都市計画の変更を行うこととされています。今回の議案は、農業の主たる従事者の死亡等による農地の買い取り申し出において、あっせんが一定期間内に成立せず、農地として保全することが困難となった案件、及び公共施設が設置された案件について、生産緑地地区の区域を変更及び廃止しようとするものです。

議案計画書の21ページをお開きください。今回の生産緑地地区の変更の概要をまとめておりますので、こちらもご参照ください。

それでは、議案計画図の17ページをお開きください。あわせて、前面スクリーンをごらんください。図では、既決定の区域を灰色、今回廃止する区域を黄色で示しております。

まず、須磨8、16、17、18、19生産緑地地区の廃止及び変更です。位置は須磨区妙法寺で、妙法寺小学校の北側にあります。いずれも農地として保全することが困難となるため、須磨8、16、17生産緑地地区は廃止し、須磨18、19生産緑地地区は黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画図の18ページをごらんください。垂水28生産緑地地区の変更、垂水31、34、35、36生産緑地地区の廃止です。位置は垂水区名谷町で、第二神明道路名谷インターチェンジの北側です。垂水28生産緑地地区は、道路の整備により黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。垂水31生産緑地地区については、農地として保全することが困難となるため廃止します。垂水34、35、36生産緑地地区については、道路の整備に伴い廃止をいたします。

議案計画図の19ページをお開きください。有野8生産緑地地区の変更及び、有野16、19生産緑地地区の廃止です。位置は北区有野町で、神戸電鉄三田線田尾寺駅の東側です。有野8生産緑地地区は、農地として保全することが困難となるため、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。有野16、19生産緑地地区については、河川の整備に伴い廃止いたします。

議案計画図の20ページをごらんください。有野104生産緑地地区の変更、及び有野110、111生産緑地地区の廃止です。位置は北区有野町及び唐櫃台1丁目で、阪神高速道路7号北神戸線の西側、神戸北高校の北側にあります。いずれも農地として保全することが困難

となるため、有野104生産緑地地区については、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更し、有野110、111生産緑地地区については、廃止いたします。

議案計画図の21ページをごらんください。伊川谷4、5生産緑地地区の変更です。位置は西区伊川谷町で、第二神明道路北線の南側、長坂中学校の東側です。伊川谷4生産緑地地区の黄色の区域を農地として保全することが困難となるため廃止いたします。

これにより、伊川谷4生産緑地地区は、北側と南側に分かれることとなります。北側に残る部分については、これを改めて伊川谷4生産緑地とし、南側に残る部分については、隣接する伊川谷5生産緑地地区に編入して、これを改めて伊川谷5生産緑地地区といたします。

議案計画図の22ページをお開きください。玉津13、24、36生産緑地地区の廃止、及び玉津38生産緑地地区の変更です。位置は西区玉津町で、神戸明石線の北側、明石木見線の西側でございます。いずれも農地として保全することが困難となるため、玉津13、24、36生産緑地地区については廃止し、玉津38生産緑地地区については、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

議案計画図の23ページをごらんください。玉津74生産緑地地区について、位置は西区玉津町で、明石川の西側、西区総合庁舎の南側です。農地として保全することが困難となるため、廃止いたします。

議案計画図の24ページをごらんください。北別府37、40、41生産緑地地区について、位置は西区北別府1丁目及び3丁目、明石伊川谷線の南側、伊川谷小学校の北側でございます。いずれも農地として保全することが困難となるため、廃止いたします。

議案計画書の21ページにお戻りください。以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は、ページ下段の変更前後対照表に記載しておりますとおり、変更前の535地区、面積約114.75haから、517地区、面積約111.93haになります。

本案を平成23年10月4日から18日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

○加藤会長

ただいまの事務局からの説明につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第9号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、須磨8生産緑地地区ほか25地区、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして審議会を終了させていただきたいと思っております。皆さん、ご協力ありが

ありがとうございました。